

○厚生労働省令第八号

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第一百六十号）第二条第一項の規定に基づき、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月十八日

厚生労働大臣 武見 敬三

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（昭和三十一年厚生省令第二十二号）の一部を

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第一(第二条関係)</p> <p>一 輸血に用いるものであつて、以下に掲げるもの</p> <p>(1) (3) (略)</p> <p>(4) 凍結人赤血球</p> <p>(5) (8) (略)</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>別表第一(第二条関係)</p> <p>一 輸血に用いるものであつて、以下に掲げるもの</p> <p>(1) (3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) (7) (略)</p> <p>二・三 (略)</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。